

高等学校段階の病気療養中等の生徒に対する ICT を活用した遠隔教育の調査研究事業 審査基準

1 採択案件の決定方法

提出された事業実施計画書について審査を行い、各評価項目の得点合計が18点を超える事業実施計画書から、原則として、予算の範囲内で得点の高い順に採択する。ただし、得点が3点未満の評価項目がある場合、事業実施計画書の内容の修正を採択の条件とする場合がある。なお、採択件数は公募時点の予定件数であり、審査委員会の決定により増減する場合がある。

2 審査方法

事業実施計画書に基づき、文部科学省に設置された審査委員会において書類選考を実施する。また、必要に応じて審査期間中に事業実施計画書の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

3 評価方法

評価は、事業実施計画書ごとにそれぞれ絶対評価にて行うものとする。下記の各項目について次の評価基準による5段階評価とし、審査委員会の各委員が各々評価した結果の平均を当該提案者の得点とする。なお、平均が同じ場合は、各審査委員の付けた順位の和が小さいものから順に採択する。

〔評価基準〕

大変優れている＝5点 優れている＝4点 普通＝3点
やや劣っている＝2点 劣っている＝1点

(1) 事業実施主体に関する評価項目 [5点×2＝10点]

- ① 申請された事業を実施するための人員・組織等、事業を行うための組織体制が整っており、当該事業を実施する上でふさわしいものとなっているか。
- ② 事業の趣旨・内容に精通し、事業を適切に実施するため、関係機関への指導助言を適切に実施できるか。

(2) 事業内容に関する評価 [5点×5＝25点]

- ① 現状と課題を踏まえた教育機会の確保に関する取組が具体的に計画され、実現性があるか。
- ② 高等学校、特別支援学校、教育委員会の関係課（高等学校主管課、特別支援教育主管課等）及び病院等関係機関の連携について、必要な取組が組み入れられているか。
- ③ 単発的な取組にとどまらず、継続的な体制整備・連携につながることを期待される計画であるか。
- ④ 事業で得られる成果は、他の地域への普及や活用が期待できるか。
- ⑤ 最少の予算（経費）で最大の効果が得られるよう、コストを抑えた提案内容となっているか。また、妥当な経費が示されているか。

審査要領

高等学校段階の病気療養中等の生徒に対する ICT を活用した遠隔教育の調査研究事業における事業者の審査、評価及び選定を行うため審査委員会を置く。本事業の選定は審査委員会によって決定するものとし、審査委員は下記について遵守しなければならない。

記

(秘密の保持)

第1 審査委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし、公表されている内容はその限りではない。

(利害関係者の審査)

第2 審査委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、すみやかに文部科学省初等中等教育局特別支援教育課に申し出なければならない。

- ① 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
- ② 審査委員が所属している法人等から申請があった場合
- ③ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄付を受けている場合
- ④ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究または共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受けている場合
- ⑤ 審査委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引があり且つ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
- ⑥ 審査委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約権を保有している場合
- ⑦ その他、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合

2 前項の1号から6号に該当する場合、当該審査委員はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。また、7号に該当する場合、文部科学省は審査委員会に当該審査委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合はその限りではない。

3 審査委員会は、前項の要請を受けた場合はただちに審査委員の中から委員長を選任し、当該審査委員の審査の可否について決定しなければならない。また、審査委員会は、前項の要請を拒否することもできる。

4 審査委員は、前項により審査委員会が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。

(不公正な働きかけ)

第3 審査委員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに文部科学省初等中等教育局特別支援教育課に報告しなければならない。

2 文部科学省は前項の報告を受けた場合は適切に対処しなければならない。

以上